

計画作成年度	令和2年度
計画主体	愛知県田原市

田原市鳥獣被害防止計画

〈連絡先〉

担当部署名 田原市産業振興部農政課
所在地 愛知県田原市田原町南番場30番地1
電話番号 0531-27-7275
FAX番号 0531-22-3817
メールアドレス nosei@city.tahara.aichi.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ハクビシン、アナグマ、タヌキ、ヌートリア、アライグマ、ハシボソカラス、ハシブトカラス、ヒヨドリ、カワウ、ゴイサギ、コサギ、ダイサギ
計画期間	令和3年度～令和5年度
対象地域	愛知県田原市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和元年度）

鳥獣の種類	被害の状況	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	5万円、 0.15ha
	野菜（キャベツ、メロン）	71万円、 0.30ha
ハクビシン	野菜（メロン、スイカ）	66万円、 3.67ha
	果樹（ミカン、イチジク）	5万円、 0.27ha
	いも類	3万円 0.02ha
アナグマ	野菜（メロン、スイカ）	10万円、 5.00ha
	いも類	1万円、 0.05ha
タヌキ	いも類	1万円、 0.03ha
ヌートリア	水稲	5万円、 1.00ha
アライグマ	—	—
ハシボソカラス	野菜 (キャベツ、ブロッコリー、トウモロコシ、メロン、スイカ)	2,300万円、 42.00ha
ハシブトカラス		
ヒヨドリ	野菜 (キャベツ、ブロッコリー、トウモロコシ、メロン、スイカ)	1,000万円、 18.00ha
カワウ	魚類（クダシ、ホウ、スズキ、ウギ）	210万円
ゴイサギ		
コサギ		
ダイサギ		

(2) 被害の傾向

①イノシシ

市内の南西に位置する大山一帯で人の手によって持ち込まれたイノシシが繁殖している。また、太平洋側の海沿いにある山林を通して市外から侵入したイノシシが、六連地区から赤羽根地区まで範囲を広げている。近年は、蔵王山、高松、渥美半島の先端エリアにも痕跡が発見されるなど、生息域が拡大しているとみられる。被害

は、山林近くの農地を中心に水稲・野菜（キャベツ、メロン）の食害、土地掘り起こし等の被害が拡大している。最近では、住宅地、通学路付近へ出没するなど、人への危害が懸念されている。

②ハクビシン、アナグマ、タヌキ

市内全域に被害が発生しており、野菜（メロン、スイカ）、果樹（ミカン、イチジク等）の食害がある。

③ヌートリア

市内の川辺や池付近で目撃情報が増えている。水稲や野菜（ブロッコリー、キャベツ）の食害報告がある。

④アライグマ

市内ではまだ被害報告はないが、近隣市町では被害が発生しており、この先野菜・果樹の食害の恐れがある。

⑤ハシボソカラス、ハシブトカラス

市内全域に被害が発生しており、特に野菜（キャベツ、ブロッコリー、トウモロコシ、メロン、スイカ）の食害が拡大している。

⑥ヒヨドリ

カラス同様、野菜（キャベツ、ブロッコリー、トウモロコシ、メロン、スイカ）、の食害がある。

⑦カワウ、ゴイサギ、コサギ、ダイサギ

魚類（クロダイ、ボラ、スズキ、ウナギ）の食害が発生している。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（令和元年度）		目標値（令和5年度）	
	被害面積	被害金額	被害面積	被害金額
イノシシ	0.45ha	76万円	0.31ha	53万円
ハクビシン	3.96ha	74万円	2.77ha	52万円
アナグマ	5.05ha	11万円	3.53ha	8万円
タヌキ	0.03ha	1万円	0.02ha	1万円
ヌートリア	1.00ha	5万円	0.70ha	4万円
アライグマ	0.00ha	0万円	0.00ha	0万円
ハシボソカラス、 ハシブトカラス	42.00ha	2,300万円	29.40ha	1,610万円
ヒヨドリ	18.00ha	1,000万円	12.60ha	700万円
カワウ、ゴイサギ、 コサギ、ダイサギ		210万円		147万円
合 計	70.49ha	3,677万円	49.33ha	2,575万円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に 関する 取組	<p>【捕獲体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・田原市が田原市猟友会（現・狩猟連合田原）へ委託して、有害鳥獣捕獲を実施 ・カラス等の鳥類被害も必要に応じて田原市猟友会（現・狩猟連合田原）へ委託し捕獲を実施 <p>【捕獲機材の導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市単独によりイノシシ用捕獲檻を購入し、田原市猟友会（現・狩猟連合田原）を通じて市内に設置 <p>平成22年度 18基 平成23年度 23基（+5） 平成24年度 30基（+7） 平成25年度 32基（+2） 平成26年度 33基（+1） 平成27年度 36基（+3） 平成28年度 40基（+4） 平成29年度 46基（+6） 平成30年度 50基（+4） 令和元年度 55基（+5） 令和2年度 59基（+4）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他ハクビシン用捕獲機 15台を市内に設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・猟友会員の高齢化とそれに伴う猟友会員数の減少があり担い手の育成が必要である。 ・住宅地付近への出没や銃猟禁止区域があるため、銃器による駆除実施区域は限られている。 ・市内に設置された捕獲檻の管理は、捕獲率アップや安全性確保のために必要となる。しかし、毎日必要な作業であり重労働のため、管理者の負担の軽減が課題である。 ・鳥獣捕獲に関する法律・制度が住民に浸透しておらず、周知が必要である。
防護柵の 設置等 に 関する 取組	<p>【侵入防止柵の設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市単独補助事業（有害鳥獣対策費補助）により、田原市内に住所を有し、現に被害を受け又は被害を受ける恐れがあるとして電気柵等を設置する者に対して補助金を交付した。 （1/2以内、上限5万円） <p>【ワイヤーメッシュ柵の設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県との共同事業として、令和元年から令和3年にかけて、大山周辺及び表浜エリアに野生イノシシ用のワイヤーメッシュ柵を設置した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己防衛を基本とし、電気柵等の設置を個々で行っているが自衛意識が高い農業者がいる一方で、自衛意識が低い農業者も多いため、農業者の意識の向上が課題である。 ・今後のワイヤーメッシュ柵の管理については、県と連携し管理及び補修を行っていくが、山林内に設置されたワイヤーメッシュ柵

		は日常的な管理が難しい為、定期的な巡回を行うなど、管理体制を構築していく必要がある。
--	--	--

(5) 今後の取組方針

<p>イノシシの侵入経路は、人により持ち込まれた移入種が遺棄若しくは逃亡し繁殖したもの及び、市外からの侵入と考えられているが、生息区域が拡大し被害も多く発生している。このため、イノシシ対策を重点的に取組んで行く。</p> <p>短期対策として引き続き『捕獲』と『防御』の両方の取り組みを行っていく。また、長期的な対策として、ワイヤーメッシュ柵の設置箇所の拡大や、山林付近の耕作放棄地を解消するため地元住民が協力して鳥獣害対策を行えるような体制整備についても検討して行くとともに、被害状況や生息状況を把握し、適切な対策が行えるよう情報収集し、関係機関と連携を図っていく。</p> <p>合わせて、他の獣害、鳥害対策も継続的に行っていく。</p>

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>イノシシは、田原市第二種特定鳥獣管理計画(イノシシ)実施計画に基づき、計画的に捕獲を実施する。捕獲については、今後とも狩猟連合田原へ委託し根絶を目標とする。</p> <p>カラス等についても狩猟連合田原へ委託し、地域自治会等協力の下捕獲を実施する。</p>

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年～令和5年	イノシシ ハクビシン アナグマ タヌキ ヌートリア アライグマ	・必要に応じて捕獲檻を導入する。

令和3 年 ～ 令和5 年	ハシボソカラス ハシブトカラス ヒヨドリ カワウ ゴイサギ コサギ ダイサギ	・必要に応じて狩猟連合田原に捕獲を依頼する。
---------------------------	--	------------------------

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
被害防止を図るため臨機応変に対応する。

対象鳥獣	捕 獲 計 画 数		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ	450	430	410
ハクビシン	50	50	50
アナグマ	50	50	50
タヌキ	50	50	50
ヌートリア	30	30	30
アライグマ	0	0	0
ハシボソカラス ハシブトカラス	100	100	100
ヒヨドリ	100	100	100
カワウ	20	20	20
ゴイサギ	10	10	10
コサギ	10	10	10
ダイサギ	10	10	10

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣の捕獲は、狩猟連合田原の協力の下に銃器及びわなによる捕獲とする。 ・銃器による捕獲は、地元住民の理解を得て実施するものとする。 ・わなによる捕獲は、二次被害の恐れが無く、効率の良い場所に設置し、捕獲頭数の増加を図る。

- ・有害捕獲期間のみならず、狩猟期間も含め、一年を通じて狩猟連合田原に捕獲依頼をすると共に地元住民が協力する捕獲体制の整備を図る。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
市内全域	愛知県事務処理特例条例に基づき鳥獣捕獲許可事務は愛知県より権限委譲されている。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ	電気柵等 16,000m	電気柵等 16,000m	電気柵等 16,000m

(2) その他被害防止に関する取組

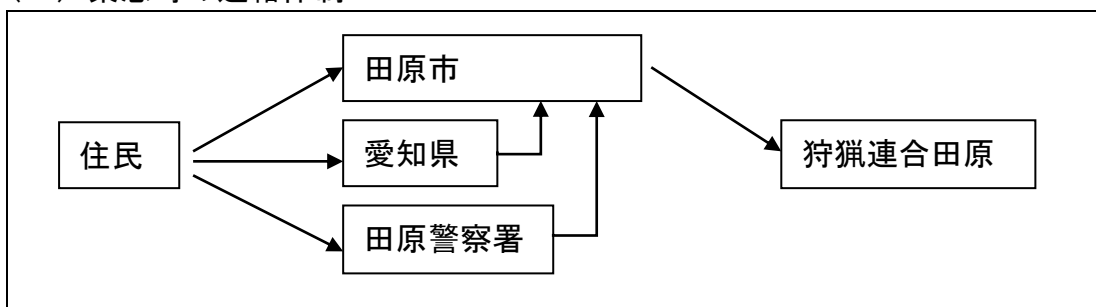
年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年 ～ 令和5年	イノシシ ハクビシン アナグマ タヌキ ヌートリア アライグマ ハシボソカラス ハシブトカラス ヒヨドリ カワウ ゴイサギ コサギ ダイサギ	①研修会の開催 専門家を招き、鳥獣の習性に基づく被害防止対策の向上を図る。 ②啓発活動 被害防止対策として、リーフレットを配布し情報の提供を行う。 ③環境整備 農業残渣や未収穫農産物の適切な処分、耕作放棄地の草刈など鳥獣を寄せ付けない環境整備の推進を図る。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
田原市	住民からの通報を受けて、狩猟連合田原と調整
狩猟連合田原	市からの依頼を受けて現場対応
愛知県	住民からの通報を受けて市に連絡
田原警察署	住民からの通報を受けて市に連絡

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

焼却、埋却

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

食肉利用、猟犬訓練所へ無償譲渡

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	田原市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関	役割
東三河総局（環境保全課） 東三河農林水産事務所（農政課） （田原農業改良普及課） 愛知みなみ農業協同組合	鳥獣関連の情報提供
コミュニティ協議会長	鳥獣被害の情報提供

狩猟連合田原	鳥獣関連の情報提供及び鳥獣の捕獲
田原市（農政課・環境政策課）	鳥獣関連の情報提供、鳥獣の捕獲支援・指導及び連絡調整

（２）関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
東三河農林水産事務所（水産課）	鳥獣被害の情報提供
田原警察署（生活安全課）	鳥獣被害の情報提供

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

該当なし

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

９．その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

『自分の農地は自分で守る。同時に、皆の農地は皆で守る。』という共通意識を持ち、個々の対策のみならず地域全体で諦めず鳥獣被害対策を行えるよう指導・助言を行う。